

【前 文】

【第1章】 総則

第1条 目的

第2条 定義

【第2章】 基本理念（こどもの権利）

第3条 差別の禁止

第4条 生命、生存及び発達に対する権利

第5条 意見の尊重

第6条 最善の利益

【第3章】 こどもの権利を保障する大人の責務・努力

第7条 市の責務

第8条 保護者の責務

第9条 学校等の責務

第10条 施設関係者の責務

第11条 地域住民の努力

第12条 事業者の努力

【第4章】 こどもの権利の保障の推進

第13条 こどもに優しいまちづくりの推進

第14条 こどもの権利の普及

第15条 権利の侵害からの救済

第16条 有害又は危険な環境からの保護

第17条 こどもの居場所づくり

第18条 子育て家庭等への支援

第19条 意見表明及び参画の促進（こども会議の設置）

第20条 こどもへの情報発信

【第5章】 施策の推進

第21条 報告

第22条 評価・検証